プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の見直し 基本的な考え方(案)

1 光害の防止等、景観及び周辺環境への配慮

○ プロジェクションマッピングは建築物に光で投影する方法により表示することから、従来の屋外広告物に比べ、動きのある非常に大きな映像を映すことが可能であり、実施に際しては、地区特性を踏まえ、景観や周辺環境等に十分配慮することが必要。

このため、「景観、周辺環境、安全性に配慮し、支障を及ぼさないものであること」を基準とすることが望ましい。

- O また、地区特性に応じ許可申請時等に必要な条件(事前説明、投影時間、窓口 設置等)を付すことが考えられる。
- O 音は環境確保条例で規制しているため、許可申請時等に教示を行うことなどが 考えられる。

2 急激な光点滅等による安全性への影響

- 健康に影響を及ぼす恐れのある急激な光点滅や公正でない表現とされるサブリミナル技法は、プロジェクションマッピングにおいても避けることが望ましい。
- O テレビ放送では法規制ではなく自主規制としており、プロジェクションマッピングも自主規制が望ましい。
- O 現在、プロジェクションマッピングには自主規制がないため、誘導基準として プロジェクションマッピングのガイドラインを策定することが考えられる。(N HKガイドライン等を参考)
 - 1秒間に3回を超える光の点滅は避ける
 - ・コントラストの強い画面反転や輝度変化の大きい場面転換、規則的パターン 模様は避ける
 - ・サブリミナル的表現は避ける 等

3 公益・期間限定イベントの場合の協賛広告の扱い

- 従来は、規制手続きの適用除外とするイベント等の一時的な投影では、協賛広告の表示は不可であったが、国ガイドラインでは、協賛広告の表示を可とする考えが示された。
- 公益目的のイベントでの一定の協賛広告の表示は、事業実施上、必要やむを得ないと考える。
- 企業広告の割合は、国ガイドラインの公益性の判断基準(概ね1/3以下(面)

積×時間)) を準用することが考えられる。

- 広告の表示内容は、条例・規則ではなく、誘導基準としてガイドラインを示す ことが考えられる。
 - ・法令、公序良俗に反しないこと
 - ・本来の公益目的の表示を阻害しないものであること
 - 公共空間にふさわしいデザインとすること
 - ・まちの景観に配慮したデザインとすること 等

4 ビル全面広告表示の扱い

- 国ガイドラインに準じて商業地域内を一律に全面広告の表示可とすることは、 景観や周辺環境への影響が非常に大きいのではないか。
- 一方で、商業地域以外の地区でも、地元自治体の事情に応じて制限を緩和する ことが望ましい地区がある場合も考えられる。
- O また、公益イベントで全面表示できる期間は2週間程度ほしいという要望もある。
- 通常の広告物の高さ規制を超えて表示する場合は、一定の条件を加えることが 望ましい。
- 〇 景観計画も踏まえ、絵画館等の眺望点や、文化財庭園からの見え方等に配慮することが望ましい。